

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）（抄）	1
○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（抄）	2
○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）	3
○会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）	4
○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）（抄）	4
○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）（抄）	4
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）	4
○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）	5
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律による改正後）（抄）	7
○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）	9
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	9

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）（抄）

（脱炭素成長型経済構造移行債の発行）

第七条 政府は、令和五年度から令和十四年度までの各年度に限り、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項の規定にかかわらず、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができる。

2 前項に規定する費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

3 脱炭素成長型経済構造移行債の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される脱炭素成長型経済構造移行債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

附 則

（経過措置）

第二条 一般会計の負担に属する公債のうち、額面金額の合計額が一兆千三十四億四千六百三十五万円に相当する公債（財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百号）第三条第一項の規定により発行されたものに限る。）であつて政令で定めるものに関する権利義務は、この法律の施行の日において、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属する。

2・3 （略）

第三条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務であつて、次に掲げるものは、政令で定めるところにより、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属するものとする。

一 令和四年度の一般会計補正予算（第2号）（以下この条において「令和四年度第二次補正予算」という。）に計上された費用のうち脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用（以下この条において「脱炭素成長型経済構造移行費用」という。）に関する権利義務（財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。）

二 財政法第十五条第一項又は第二項の規定により国が負担した債務のうち脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に係る事業に関するもの（当該債務を負担する行為により支出すべき費用について同法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する債務を除く。）

2・4 （略）

○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（抄）

（日本銀行における受入れ及び支払の期限）

第七条 日本銀行において毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、翌年度の四月三十日限りとする。ただし、次に掲げる場合においては、翌年度の五月三十一日まで、受入れをすることができる。

一 四（略）

②（略）

（剰余金の計算）

第十九条 財政法第六条に規定する剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から次の各号に掲げる額の合算額を控除してこれを計算する。

一 翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額

二 当該年度における所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十並びに消費税の収入額の百分の十九・五に相当する金額の合算額が当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の十九・五に相当する金額の合算額として予算に定められた額を超えるときは、当該超過額

附則

第九条の二 財政法第六条に規定する剰余金は、当分の間、第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額から、当該年度における航空機燃料税の収入額の十三分の十一に相当する金額が当該年度における航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として一般会計の歳入予算に計上された金額を超える場合における当該超える額を控除して計算する。

第九条の三 令和三年度から令和七年度までの各年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条及び前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額から、第一号、第二号及び第五号に掲げる額の合計額が第三号及び第四号に掲げる額の合計額を上回る場合における当該上回る額を控除して計算する。

一 平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号。第三号及び次条において「復興財源確保法」という。）第六十九条第一項に規定する復興費用をいう。）に関する経費（各特別会計への繰入れに係るものを除く。）であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、当該各年度において、国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）

二 当該各年度の一般会計予算に東日本大震災復興特別会計への繰入金として計上された額（第四号において「東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」という。）

三 当該各年度の一般会計予算に復興財源確保法第七十二条第四項に規定する国会の議決を経た範囲に属する収入として計上された額（第五号において「復興税外収入予算額」という。）

四 当該各年度の東日本大震災復興特別会計繰入金予算額に係る支出済歳出額

五 当該各年度の復興税外収入予算額に係る収納済歳入額

第十条 復興財源確保法第七十条及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百号）第三条第二項の規定により令和三年度から令和七年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第六条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金償還財源に充てなければならない。

② 前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

第十四条の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

②（略）

第十五条 法律に基くもの又は歳出予算の金額（第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

② 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。

③（略）

第四十二条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その

他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

○会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）

第一条 一 会計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務は、政令の定めるところにより、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

②（略）

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）（抄）

（法第十六条の六第三項の規定による納付金の納付の手續等）

第七条（略）

2（略）

3 法第十六条の六第三項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）（抄）

（安定供給確保支援基金の設置等）

第十六条の六（略）

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することができる。

3 経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）
（供給確保計画の認定）

第九条（略）

25（略）

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を、当該認定に係る特定重要物資について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知するものとする。

(供給確保計画の変更)

第十条 (略)

2 (略)

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(供給確保計画の認定の取消し)

第十一条 (略)

2 (略)

3 第九条第六項の規定は、前二項の規定による認定の取消しについて準用する。

○特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)(抄)

(燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等)

第五十条 (略)

2、6 (略)

7 法第八十五条第三項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一、十一 (略)

8 法第八十五条第三項第一号へに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一、六 (略)

七 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、若しくは利用するための技術又は可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のための技術のうち、当該技術に係る開発の状況からみてその実用化の推進を図ることが特に必要と認められるもので、経済産業省令・環境省令で定める要件に該当するものの開発に要する費用に係る補助金(第一号、第二号、第四号及び次号に該当するものを除く。)又は委託費(第一号、第四号、第五号及び次号に該当するものを除く。)の交付

八 エネルギーの使用の合理化のための技術のうち、当該技術に係る開発の状況からみてその実用化の推進を図ることが特に必要と認められるもので、経済産業省令・環境省令で定める要件に該当するものの開発に要する費用に係る補助金(第二号に該当するものを除く。)又は委託

もので、経済産業省令・環境省令で定める要件に該当するものの開発に要する費用に係る補助金(第二号に該当するものを除く。)又は委託

費の交付

9 (略)

(電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 法第八十五条第五項第一号ハに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一・二 (略)

4 法第八十五条第五項第一号ニに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇十二 (略)

5〇7 (略)

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等)

第五十二条 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一 エネルギー需給勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ 法第八十五条第二項及び第三項第一号イからニまでに掲げる措置に関する事務

ロ (略)

二 エネルギー需給勘定に係る第五十条第七項第十号及び第十一号、第八項第七号及び第八号並びに第九項第一号及び第三号に規定する費用に係る補助金、委託費、交付金若しくは利子補給金の交付、拠出金の拠出又は分担金の支出に関する事務 経済産業省令・環境省令で定める区分に応じ、経済産業大臣又は環境大臣

三〇六 (略)

七 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ〇ト (略)

八・九 (略)

2 前項各号に掲げる事務以外のエネルギー対策特別会計の管理に関する事務のうち、一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、同条第二項の規定による一般会計への繰入れ、周辺地域整備資金の管理その他エネルギー対策特別会計に属する現金の受入れ又は支払及び同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは

同会計の所管大臣（エネルギー需給勘定に係るものについては内閣総理大臣及び文部科学大臣を除く。以下この項において同じ。）が協議して定めるところにより経済産業大臣が行い、その他のものは所管大臣の全部が行うものとする。

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律による改正後）（抄）

（歳入歳出予算計算書等の作成及び送付）

第三条 所管大臣（特別会計を管理する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）をいう。以下同じ。）は、毎会計年度、その管理する特別会計の歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予算計算書等」という。）を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 （略）

（余剰金の預託）

第十一条 各特別会計において、支払上現金に余剰がある場合には、これを財政融資資金に預託することができる。

（国債整理基金特別会計等への繰入れ）

第十七条 各特別会計の負担に属する借入金金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、当該特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、各特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

（目的）

第八十五条 エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策の経理を明確にすることを目的とする。

2 （略）

3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利

用の高度化により行うもの限り、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対する出資金の出資

ニ・ト (略)

二 (略)

4 (略)

5 この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる財政上の措置

イ・ロ (略)

ハ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対する出資金の出資

ニ・ホ (略)

二・三 (略)

6・7 (略)

(管理)

第八十六条 (略)

2 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては経済産業大臣が、その他のものについてはエネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣又は一部が行うものとする。

(エネルギー需給勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ)

第九十二条の四 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、エネルギー需給勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、エネルギー需給勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（研究開発局の所掌事務）

第九条 研究開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二（略）

（開発企画課の所掌事務）

第六十八条 開発企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七（略）

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）